

報告事項① 令和2年度（2020年度）高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)について

(単位：千円)

区 分		令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	比 較	
入 歳	1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	5,051,617	5,054,476	△ 2,859
		医療給付費分滞納繰越分	226,680	342,650	△ 115,970
		後期高齢者支援金分現年課税分	1,322,342	1,329,775	△ 7,433
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	59,180	87,650	△ 28,470
		介護納付金分現年課税分	575,421	564,116	11,305
		介護納付金分滞納繰越分	36,140	55,700	△ 19,560
		計	7,271,380	7,434,367	△ 162,987
	2 使用料及び手数料	1	1	0	
	3 国庫支出金	災害臨時特例補助金	1	1	0
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金	4,345	—	皆増
		計	4,346	1	4,345
	4 県支出金	普通交付金	24,348,604	24,363,039	△ 14,435
		特別交付金	605,447	705,983	△ 100,536
		健康増進事業補助金	137	320	△ 183
計		24,954,188	25,069,342	△ 115,154	
5 財産収入	4,415	4,507	△ 92		
6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,806,060	1,793,841	12,219	
	一般会計繰入金	677,737	726,051	△ 48,314	
	基金繰入金	772,649	815,241	△ 42,592	
	計	3,256,446	3,335,133	△ 78,687	
7 繰越金	1	1	0		
8 諸収入	239,507	228,907	10,600		
入 歳 合 計		35,730,284	36,072,259	△ 341,975	
出 歳	1 総務費	総務管理費	392,320	433,391	△ 41,071
		徴税費	41,022	40,877	145
		運営協議会費	289	348	△ 59
		計	433,631	474,616	△ 40,985
	2 保険給付費	療養給付費	20,929,652	20,989,566	△ 59,914
		療養費	196,702	216,916	△ 20,214
		審査支払手数料	69,850	68,368	1,482
		高額療養費	3,149,179	3,084,625	64,554
		高額介護合算療養費	4,100	4,200	△ 100
		移送費	200	300	△ 100
		出産育児一時金	114,240	126,000	△ 11,760
		葬祭費	26,500	26,500	0
	計	24,490,423	24,516,475	△ 26,052	
	3 国民健康保険 事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	7,169,486	7,401,166	△ 231,680
		退職被保険者医療給付費分	1	3,520	△ 3,519
		一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,384,161	2,414,912	△ 30,751
		退職被保険者後期高齢者支援金等分	1	1,237	△ 1,236
		介護納付金分	881,893	888,789	△ 6,896
		計	10,435,542	10,709,624	△ 274,082
	4 保健事業費	特定健康診査等事業費	200,281	203,998	△ 3,717
		保健衛生普及費	15,341	15,661	△ 320
		疾病予防費	99,549	96,276	3,273
		計	315,171	315,935	△ 764
5 基金積立金	4,415	4,507	△ 92		
6 公債費	500	500	0		
7 諸支出金	40,602	40,602	0		
8 予備費	10,000	10,000	0		
出 歳 合 計		35,730,284	36,072,259	△ 341,975	

●令和2年度（2020年度）高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)の説明 <歳入>

(単位：千円)

区 分		令和2年度 当初予算額	説 明	
歳 入	1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	5,051,617 一般分 5,051,616 退職分 1	
		医療給付費分滞納繰越分	226,680 一般分 226,130 退職分 550	
		後期高齢者支援金分現年課税分	1,322,342 一般分 1,322,341 退職分 1	
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	59,180 一般分 59,000 退職分 180	
		介護納付金分現年課税分	575,421 一般分 575,420 退職分 1	
		介護納付金分滞納繰越分	36,140 一般分 36,000 退職分 140	
		計	7,271,380	
	2 使用料及び手数料		1	証明手数料
	3 国庫支出金	災害臨時特例補助金	1	原発・震災避難者の医療費等に対する補助
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金	4,345	オンライン資格確認等の実施に伴うシステム改修経費に対する補助金
		計	4,346	
	4 県支出金	普通交付金	24,348,604	保険給付費負担の交付金
		特別交付金	605,447	運営努力に応じた交付金 保険者努力支援分 160,133 特別調整交付金分 1 県繰入金 363,580 特定健康診査等 81,733
		健康増進事業補助金	137	特定健診基準外審査項目分補助金
		計	24,954,188	
	5 財産収入		4,415	国民健康保険基金利子
	6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,806,060	低所得者の保険税軽減課税分等を国県市で一定の割合で負担 保険税軽減分 1,139,473 保険者支援分 666,587
		一般会計繰入金	677,737	ルールに基づく一般会計からの繰入 福祉波及増削減分 101,721 出産育児一時金 76,160 職員給与費等分 429,275 財政安定化支援事業 70,581
		基金繰入金	772,649	
		計	3,256,446	
	7 繰越金		1	前年度からの繰越金
8 諸収入		239,507	延滞金、第三者納付金、返納金	
歳 入 合 計		35,730,284		

●令和2年度（2020年度）高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)の説明 <歳出>

(単位：千円)

区 分		令和2年度 当初予算額	説 明		
歳 出	1 総務費		<主な歳出>		
		総務管理費	392,320	職員人件費(38人) 252,502 嘱託報酬等(12人) 33,676 電算事務負担金 39,884 レセプトデータ処理手数料 13,509	
		徴税費(賦課費・徴税費)	41,022		
		運営協議会費	289		
		計	433,631		
	2 保険給付費	療養給付費	20,929,652	一般被保険者分 20,922,331 退職被保険者分 7,321	
		療養費	196,702	一般被保険者分 196,556 退職被保険者分 146	
		審査支払手数料	69,850	診療報酬明細書審査支払手数料	
		高額療養費	3,149,179	一般被保険者分 3,147,328 退職被保険者分 1,851	
		高額介護合算療養費	4,100	一般被保険者分 4,000 退職被保険者分 100	
		移送費	200	一般被保険者分 100 退職被保険者分 100	
		出産育児一時金	114,240	これまでの推移を勘案し272件と見込んだ	
		葬祭費	26,500	これまでの推移を勘案し530件と見込んだ	
			計	24,490,423	
		3 国民健康保険 事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	7,169,486	一般被保険者の医療給付費に係る納付金
	退職被保険者医療給付費分		1	退職被保険者等の医療給付費に係る納付金	
	一般被保険者後期高齢者支援金等分		2,384,161	一般被保険者の後期高齢者支援金等に係る納付金	
	退職被保険者後期高齢者支援金等分		1	退職被保険者等の後期高齢者支援金等に係る納付金	
	介護納付金分		881,893	介護納付金に係る納付金	
			計	10,435,542	
	4 保健事業費	特定健康診査等事業費	200,281	<主な歳出> 特定健康診査委託料 178,854 特定保健指導委託料 1,966	
		保健衛生普及費	15,341	<主な歳出> 保養施設利用補助金 3,700 医療費通知郵便料 9,791	
		疾病予防費	99,549	人間ドック検診費補助金 99,513	
			計	315,171	
5 基金積立金		4,415	国民健康保険基金利子		
6 公債費		500	一時借入金利子		
7 諸支出金		40,602	保険税還付金及び償還金		
8 予備費		10,000			
	歳 出 合 計	35,730,284			

●国民健康保険事業費納付金等の算定について

令和2年度における納付金総額を算定するための係数が、昨年12月27日に国から都道府県に示されたことを受け、群馬県から県内各市町村に対し、「納付金」及び市町村が保険税率を決定する際の参考となる「標準保険料率」が示されましたので、概要についてご報告いたします。

(1) 群馬県における納付金等の算定の流れ

①群馬県における納付金総額を算定

- ・「納付金」の基礎となる保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金を過去の実績や国から示された係数により推計
- ・保険給付費等の推計額から国及び県の公費負担等を差し引き、本県の納付金総額を算定

②市町村ごとの「納付金」を算定

- ・各市町村の医療費や所得の状況、加入者の人数及び世帯数に応じて、各市町村が負担する「納付金」を算定
- ・制度改革により一人あたりの負担が大幅に上昇してしまう市町村に、負担上昇を抑制する「激変緩和措置」を実施（「納付金」を減額）し、市町村ごとの納付金総額を算定

③市町村ごとの「保険税必要額」を算定

- ・各市町村の「納付金」に、市町村が取り組む保健事業の費用を加え、市町村に交付される公費を差し引き、保険税必要額を算定

④市町村ごとの「標準保険料率」を算定

- ・県内統一の算定基準により、各市町村の加入者の所得総額、人数及び世帯数に基づき「標準保険料率」を算定

(2) 国民健康保険事業費納付金等の算定結果

①国民健康保険事業費納付金

(単位：円)

	2年度	【参考】元年度	差引増減
医療分 (一般分)	7,169,485,632	7,401,165,080	△231,679,448
後期高齢者支援金分 (一般分)	2,384,160,109	2,414,911,287	△30,751,178
介護納付金分	881,892,448	888,788,029	△6,895,581
合計	10,435,538,189	10,704,864,396	△269,326,207

※上記の納付金は、「激変緩和措置」を実施した後の金額です。

②激変緩和措置による納付金の減額

制度改革により「令和2年度納付金算定額」が「平成28年度の納付金相当額」に比べ負担が上昇してしまう市町村の負担を抑制する「激変緩和措置」を実施し「納付金」を減額しますが、本市はこの措置の対象となっています。

※令和2年度における激変緩和措置は、納付金相当額比が「県平均の伸び率（106.65%）+2%」を越える市町村に実施となります。

① 平成28年度一人あたり納付金相当額	・・・	124,222円
② 令和2年度一人あたり納付金額	・・・	135,555円
③ 納付金相当額比	・・・	109.12%
④ 一人あたりの激変緩和措置額	・・・	<u>588円</u>

③標準保険料率

【医療分】

	2年度	現行税率	【参考】元年度
所得割率	7.20%	6.80%	7.08%
資産割率	10.05%	10.00%	10.50%
均等割額	26,381円	25,000円	26,757円
平等割額	25,490円	23,500円	25,411円

【後期高齢者支援金分】

	2年度	現行税率	【参考】元年度
所得割率	2.66%	1.80%	2.56%
均等割額	10,917円	7,400円	10,845円
平等割額	8,795円	5,800円	8,586円

【介護納付金分】

	2年度	現行税率	【参考】元年度
所得割率	2.52%	2.00%	2.36%
均等割額	11,958円	9,400円	11,849円
平等割額	7,715円	6,100円	7,123円

【留意事項】

- ・税率(額)は、地域の実情や個別事情を考慮して市で決定することになりますので、実際の税率(額)と「標準保険料率」は異なります。
- ・「標準保険料率」は、市が税率(額)を決定する際の参考として、県内一律の算定基準により市町村ごとの税率(額)を算定したものであり、市の算定方式等とは異なります。また、全国統一の基準で算出した所得総額を用いて「標準保険料率」を算定しているため、実際よりも低い税率(額)となる場合があります。

(3) 令和2年度本市の保険税率について

県から示された標準保険料率について、国が示すモデル世帯で保険税額を算出すると全てのモデルで現行税率より高くなります。同様に市で抽出したモデル世帯にあっても同様な結果となりました。(概ね15～16%高くなります。)

本市では、国保改革により被保険者の保険税が増加することがないように検討した結果、令和2年度においては、現行税率を継続することとしています。

なお、納付金に不足する分については、国保基金を取り崩し充てることで対応しております。

報告事項② 国民健康保険制度改正について

令和2年度地方税法施行令の一部改正により、以下の変更が予定されています。
なお、公布は令和2年3月末の予定です。

(1) 国民健康保険税の限度額の見直しについて

国保税の世帯あたりの税額の最高額となる限度額については、医療分で2万円、介護分で1万円、合計3万円の引き上げが予定されています。

課税区分	令和元年度限度額	令和2年度限度額	引き上げ額
医療分	61万円	63万円	2万円
支援分	19万円	19万円	—
介護分	16万円	17万円	1万円
合計	96万円	99万円	3万円

(2) 国民健康保険税の軽減措置について

低所得者に対する国保税の軽減措置として、世帯の世帯主及び被保険者の所得合計額に応じて均等割額と平等割額について、7割・5割・2割軽減措置が設けられていますが、そのうちの5割・2割軽減措置について、その対象となる世帯の軽減判定にかかる所得基準額を拡充し、軽減対象者を拡大する予定です。

<令和元年度軽減割合>

軽減割合	前年中の所得の基準額
7割軽減	加入世帯の所得が33万円以下
5割軽減	33万円+ 28万円 ×国保加入者数以下
2割軽減	33万円+ 51万円 ×国保加入者数以下



<令和2年度軽減割合>

軽減割合	前年中の所得の基準額
7割軽減	加入世帯の所得が33万円以下
5割軽減	33万円+ 28万5千円 ×国保加入者数以下
2割軽減	33万円+ 52万円 ×国保加入者数以下